

ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎 2 価・鶏伝染性コリ ザ (A ・ C 型) 混合 (アジュバント加) 不活化ワクチン

平成 1 8 年 8 月 1 6 日付 農林水産省告示第 1163 号

動生剤基準のニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎 2 価・鶏伝染性コリザ (A ・ C 型) 混合 (アジュバント加) 不活化ワクチンの 3.7.3、3.7.7 及び 3.7.8 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。